

令和4年度

情報公開制度及び個人情報
保護制度の運用状況報告書

令和5年6月
長岡京市

I 情報公開制度の運用状況	1
1 公開請求の状況	1
(1) 請求（申出）件数及び請求（申出）内容	1
(2) 請求（申出）に対する処理状況	1
(表－1) 請求(申出)の処理状況内訳	1
(3) 公開の方法	1
(4) 請求（申出）者の内訳	2
(表－2) 請求(申出)者別内訳	2
(5) 請求（申出）の実施機関別内訳	2
(6) 部分公開・非公開の内容と内訳	2
(表－3) 部分公開・非公開事項の内訳	2
(7) 不服申立ての状況	3
2 情報提供の状況	3
(1) 市民情報コーナー	3
(表－4) 情報提供している主な資料	3
(2) 行政資料展示コーナー	3
(3) 市ホームページ	4
(4) 有償刊行物の販売状況	4
(表－5) 市民情報コーナーで取り扱っている有償刊行物	4
II 個人情報保護制度の運用状況	5
1 個人情報取扱事務の登録等	5
(表－6) 個人情報取扱事務の実施機関別登録数	5
2 自己情報の開示請求等	5
(1) 請求件数及び請求内容	5
(2) 請求に対する処理状況	5
(表－7) 自己情報開示請求の処理状況内訳	6
(3) 自己情報開示請求の実施機関別内訳	6
(4) 部分開示・不開示の内容と内訳	6
(表－8) 部分開示・不開示事項の内訳	6
(5) 個人情報の外部提供・目的外利用	7
(表－9) 外部提供の内訳	7
(表－10) 目的外利用の内訳	7
(6) 不服申立ての状況	7
III 長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況	8
(表－11) 長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会開会状況	8
答申書（答申番号令4－1）	9
答申書（答申番号令4－2）	10
答申書（答申番号令4－3）	11
答申書（答申番号令4－4）	12
答申書（答申番号令4－6）	13
IV 長岡京市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	15
(表－12) 長岡京市情報公開・個人情報保護審査会開会状況	15
(資料)	
1 情報公開請求（申出）の実施機関別内訳	16
2 令和4年度情報公開請求内容一覧	17
3 自己情報開示請求の実施機関別内訳	25
4 令和4年度自己情報開示請求内容一覧	26
5 長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿	28
6 長岡京市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿	28

I 情報公開制度の運用状況

1 公開請求の状況

市では、情報公開制度の総合的窓口となる「情報公開総合窓口」で情報公開請求^(注)の案内、相談や受付を行っており、令和4年度の制度の運用状況は次のとおりでした。

(注) 長岡京市情報公開条例の施行日の前（平成12年3月31日以前）に作成又は取得した情報に対する公開請求は、任意的公開に係る「申出」としています。

(1) 請求（申出）件数及び請求（申出）内容

令和4年度の公開請求は62件ありました。なお、申出はありませんでした。

請求の内容は、事務執行に関する情報が19件、契約行為（契約、入札、仕様書等）に関する情報が32件、開発・まちづくり協議に関する情報が7件、住居表示・地番・道路等に関する情報が3件、農地に関する情報が1件となっています。

(2) 請求（申出）に対する処理状況

令和4年度に請求（申出）があった62件に対する処理の内訳は、全部公開21件、部分公開32件、文書不存在4件、取下げ3件、保留（年度末において公開等決定の期限未到来のもの）2件でした。非公開や存否応答拒否としたものはなく、部分公開を含めた公開率は100%となっています。

(表-1) 請求(申出)の処理状況内訳

区 分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
処 理 の 状 況	1 全部公開	21	20	43
	2 部分公開	32	22	22
	3 非公開	0	0	0
	4 文書不存在	4	3(1)	1
	5 存否応答拒否	0	0	0
	6 取下げ	3	2	2
	7 保留	2	6	0
合 計		62	53(1)	68
公開率[(1+2)/(1+2+3)]		100.0%	100.0%	100.0%

※ ()は、申出の件数を再掲

(3) 公開の方法

情報公開（申出）の請求者は、当該情報の閲覧又は写しの交付を受けることができます。令和4年度に全部公開又は部分公開した53件の公開方法は、写しの交付が48件、閲覧が5件でした。

(4) 請求（申出）者の内訳

令和4年度の請求（申出）者の実人数は、31人でした。内訳は、市内に住所を有する者が13人（請求・申出件数17件）、市内の事務所又は事業所に属する者が4人（同7件）、市外に住所を有する者が4人（同10件）、市外の事務所又は事業所に属する者が10人（同28件）となっています。

(表-2) 請求(申出)者別内訳

請求（申出）者区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
1 市内に住所を有する者	13 (17)	6 (15)	5 (9)
2 市内の事務所又は事業所に属する者	4 (7)	2 (2)	2 (2)
3 市外に住所を有する者	4 (10)	9 (14)	5 (18)
4 市外の事務所又は事業所に属する者	10 (28)	10 (22)	23 (39)
合計	31 (62)	27 (53)	35 (68)

※（ ）は、請求・申出の件数

(5) 請求（申出）の実施機関別内訳

令和4年度に公開請求（申出）のあった62件の実施機関別の内訳は、市長（上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含みます。）53件、教育委員会8件、議会1件でした。

市長部局の内訳は、対話推進部4件、総合政策部12件、市民協働部6件、環境経済部6件、健康福祉部8件、建設交通部10件、会計課1件、上下水道部6件となっています。

(6) 部分公開・非公開の内容と内訳

非公開としたものではなく、部分公開の32件は、個人に関わる情報や、法人や事業を営む個人の権利利益を害するおそれがある情報、事務事業の公正かつ適切な執行に支障が生ずるおそれがある情報など一部事項を非公開としたものです。

(表-3) 部分公開・非公開事項の内訳

非公開事項（条例第6条）	令和4年度	令和3年度	令和2年度
第1号 個人情報	19	11	7
第2号 法人情報	19	17	12
第3号 法令秘情報	0	0	1
第4号 国等関係情報	0	0	0
第5号 意思形成過程情報	1	0	1
第6号 合議制機関等情報	0	0	2
第7号 事務事業執行情報	4	0	3
第8号 生命・財産等保護情報	3	0	0
合計	46	28	26

※ 1件の公文書中に複数の非公開事項が含まれる場合があるため、部分公開・非公開の合計と合致しないことがあります。

(7) 不服申立ての状況

令和4年度は、公開決定等に対する審査請求はありませんでした。

2 情報提供の状況

(1) 市民情報コーナー

市民情報コーナーは、市役所内に設置し、実施機関（市）が作成・収集した行政資料を提供しています。情報公開請求に当たって参考となる公文書目録も配架し、公開請求の案内や受付を行っています。

展示している主な行政資料は、市の基礎情報、各種計画、事業や制度に関する情報で、主なものは、表-4のとおりです。

令和4年度に新たに展示した行政資料は、127冊でした。市民情報コーナーの配架資料は自由に閲覧でき、写しを必要とする人には自己負担（A3サイズまで10円/枚）でコピーすることもできます。

展示のほか、市の発行した有償刊行物の販売も行っています。

(表-4) 情報提供している主な資料

分野	資料（主なもの）
市政一般	総合計画、統計書、地区別年齢別人口統計表、予算書、決算書、主要施策の成果等説明書、財政公表、予算審査常任委員会・決算審査特別委員会資料、行財政改革大綱、市長・議長交際費内訳明細、施設管理委託契約状況、発注見通しの公表、工事積算内訳、指定管理者導入施設一覧、財政白書、長岡京市史、長岡京歴史散歩、長岡京市埋蔵文化財センター年報 等
「こども」	子ども・子育て支援事業計画、教育振興基本計画、長岡京市の教育 等
「くらし」	地域健康福祉計画、健康増進計画、食育推進計画、障がい者（児）福祉基本計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、男女共同参画計画、自殺対策計画 等
「かがやき」	人権教育・啓発推進計画、スポーツ振興計画、図書館年報 等
「まち」	庁舎等再整備基本構想、都市計画マスタープラン、市民協働のまちづくり推進計画、地域防災計画、市営住宅等長寿命化計画、観光戦略プラン、消防統計、水防事業計画、空き家等対策計画 等
「みどり」	景観計画、景観形成ガイドライン、みどりの基本計画、西山森林整備構想、環境基本計画、環境マネジメントマニュアル、一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画、水道事業年報、水道統計期報、長岡京市の下水道 等
「けいえい」	シティプロモーションガイドライン、人事行政の運営状況の公表 等
議会	議案書、会議録、議会活動状況、議会だより、政務活動費収支報告書 等

※ 分野は、長岡京市第4次総合計画の分類に基づきます。

(2) 行政資料展示コーナー

行政資料展示コーナーは、中央公民館、図書館、総合交流センター、多世代交流ふれあいセンターの4箇所の公共施設内に設置し、利用者の利便に努めています。令和4年度は、29冊（うち13冊は中央公民館・図書館のみ配架）の行政資料を新たに配架しました。

(3) 市ホームページ

市のホームページでも多様な情報の提供に努めています。令和4年度のホームページ全体のアクセス数は、725万2,000件でした。

いつでもどこでも必要な情報を得ることができるよう、一般公開情報端末「キオスク端末」を市内10箇所と市外1箇所（京都府乙訓総合庁舎）に設置しています。

(4) 有償刊行物の販売状況

市民情報コーナーでは、刊行物の有償頒布を行っており、令和4年度に取り扱った刊行物は、表-5のとおりです。

(表-5) 市民情報コーナーで取り扱っている有償刊行物

刊行物	発行年月	所管課(室)	価格
長岡京市第4次総合計画第2期基本計画	R3. 3	総合計画推進課	2,970円
長岡京市男女共同参画計画 第7次計画	R3. 3	男女共同参画センター	1,470円
第2次長岡京市人権教育・啓発推進計画	H29. 3	共生社会推進課	780円
長岡京市第2次地域健康福祉計画	H28. 3	社会福祉課	800円
長岡京市第2次地域健康福祉(中期)計画	R3. 3		350円
長岡京市第2次健康増進計画	R3. 3	健康づくり推進課	200円
長岡京市第3次食育推進計画	R3. 3		180円
第6次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画・長岡京市障がい福祉計画(第6期計画)・長岡京市障がい児福祉計画(第2期計画)	R3. 3	障がい福祉課	1,200円
長岡京市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	R3. 3	高齢介護課	660円
長岡京市子ども・子育て支援事業計画	H27. 3	子育て支援課	500円
第二期長岡京市都市計画マスタープラン	H28. 3	都市計画課	1,000円
長岡京市景観計画	H30. 12		900円
長岡京市景観形成ガイドライン〔改定版〕	R2. 10		500円
長岡京市みどりの基本計画〔改定版〕	H29. 3	公園緑地課	840円
令和3年度 水道事業年報	R4. 12	上下水道総務課	630円
令和4年度版 長岡京市の下水道	R4. 9		200円
長岡京市第2期教育振興基本計画	R3. 3	教育総務課	850円

※ 令和5年3月31日現在

※ 上記のほか、統計書、地図は会計課窓口で市史等は文化財保存活用課(図書館3階)で販売しています。

II 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の登録等

個人情報取扱事務登録簿は、個人情報を取り扱う事務とその目的、取り扱う個人情報の内容等を明らかにするとともに、市民の本人に関する情報（自己情報）の閲覧等を容易にするために作成するものです。

令和4年4月1日現在の登録簿への登録数は346件となっています。

(表一六) 個人情報取扱事務の実施機関別登録数

実 施 機 関		登録簿件数(R4. 4. 1)
市 長	対話推進部	24
	総合政策部	8
	市民協働部	35
	環境経済部	25
	健康福祉部	130
	建設交通部	32
	会 計 課	2
	上下水道部	7
	計	263
教育委員会		72
選挙管理委員会		4
公平委員会		1
監 査 委 員		1
農業委員会		1
固定資産評価審査委員会		1
議 会		3
合 計		346

2 自己情報の開示請求等

(1) 請求件数及び請求内容

令和4年度の自己情報開示請求は21件ありました。内訳は、市民協働部が住民票の写し・戸籍謄本の請求履歴、印鑑登録申請、課税台帳など10件、健康福祉部が要介護認定調査票、主治医意見書、事故報告書、診療報酬、異動届など11件でした。なお、訂正、削除、利用中止の請求はありませんでした。

(2) 請求に対する処理状況

令和4年度に請求があった21件に対する処理の内訳は、全部開示5件、部分開示16件でした。不開示や文書不存在、存否応答拒否、取下げ、保留としたものはなく、部分開示を含めた開示率は100%となっています。

(表-7) 自己情報開示請求の処理状況内訳

区 分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
処 理 の 状 況	1 全部開示	5	4	5
	2 部分開示	16	8	7
	3 不開示	0	2	0
	4 文書不存在	0	1	3
	5 存否応答拒否	0	0	0
	6 取下げ	0	0	0
	7 保留	0	0	0
合 計		21	15	15
開示率[(1+2)/(1+2+3)]		100.0%	85.7%	100.0%

(3) 自己情報開示請求の実施機関別内訳

令和4年度に請求があった21件は、全て市長（上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含みます。）が保有する情報でした。

市長部局の内訳は、市民協働部10件、健康福祉部11件となっています。

(4) 部分開示・不開示の内容と内訳

不開示としたものではなく、部分開示の16件は、開示請求者以外の特定の個人に関わる情報や、法人や事業を営む個人の権利利益を害するおそれがある情報、事務事業の公正かつ適切な執行に支障が生ずるおそれがある情報など一部事項を不開示としたものです。

(表-8) 部分開示・不開示事項の内訳

不開示事項（条例第12条の2）	令和4年度	令和3年度	令和2年度
第1号 請求者の生命等保護情報	0	1	0
第2号 第三者の個人情報	14	9	6
第3号 法人情報	12	4	3
第4号 法令秘情報	0	2	0
第5号 信頼関係保持情報	0	0	0
第6号 意思形成過程情報	0	0	0
第7号 事務事業執行情報	2	0	0
第8号 国等関係情報	0	2	0
合 計	28	18	9

※ 1件の公文書中に複数の不開示事項が含まれる場合があるため、部分開示・不開示の合計と合致しないことがあります。

(5) 個人情報の外部提供・目的外利用

個人情報の外部提供は2件、目的外利用は6件ありました。

(表-9) 外部提供の内訳

外部提供の事務の名称	提供先	提供課	利用・提供情報
学校給食費管理システム稼働に伴う事務	学校教育課	市民課	住民基本台帳（氏名、親族・続柄、生年月日・年齢、住所）
教育振興基本計画策定に向けた校区別児童生徒数推計作成に係る事務	教育総務課	市民課	住民基本台帳（氏名、親族・続柄、生年月日・年齢、住所）

(表-10) 目的外利用の内訳

目的外利用の事務の名称	利用課	提供課	利用・提供情報
児童扶養手当有資格者に係る事務	医療年金課	子育て支援課	児童扶養手当有資格者に係る情報
身体障害者手帳および療育手帳にかかる事務	医療年金課	障がい福祉課	対象手帳の等級
京都府子育て家庭緊急支援事業（図書カードの配布）に係る事務	子育て支援課	市民課	住民基本台帳（氏名、住所、生年月日）
		男女共同参画センター 子育て支援課 障がい福祉課 国民健康保険課 健康づくり推進課	・氏名、生年月日、現に居住している住所（別な場所で生活している児童） ・氏名、生年月日、施設名、施設所在地（施設等に入所している児童及び世帯員）
裁判員候補者予定者名簿の作成及び検察審査員候補者予定者名簿の作成	総務課	市民課	住民基本台帳（抽出対象者の氏名、住所、生年月日、本籍、個人コード）
長岡京市景観計画に係る市民の景観評価調査を目的とした「アンケート調査」に係る事務	都市計画課	市民課	住民基本台帳（氏名、住所、生年月日）
「長岡京市第10次高齢者福祉計画」「第9期介護保険事業計画」計画策定に向けたアンケート調査の実施	高齢介護課	市民課	住民基本台帳（氏名、住所、性別、生年月日）

(6) 不服申立ての状況

令和4年度は、開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

Ⅲ 長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じた答申や、実施機関への意見具申を行うなど、制度の適正かつ円滑な運営を推進するために設置されています。

審議会の委員は公募委員2人を含む9人で構成されています。

令和4年度の審議会の開会状況は、表-11のとおりでした。会議は、広く公開するためにホームページで開会日を周知するとともに、議事録を掲載しています。

(表-11) 長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会開会状況

	開 会 日	案 件
第1回	令和4年7月14日	(1) 諮問 令4-1、2について 【諮問1】長岡京市通話録音装置の設置に伴う個人情報の外部提供について(公共資産活用推進室) 【諮問2】京都府子育て家庭緊急支援事業(図書カードの配布)に係る個人情報の外部提供について(子育て支援課) (2) 個人情報保護法の改正について (3) その他
第2回	令和4年10月31日	(1) 諮問 令4-3、4、5について 【諮問3】長岡京市景観計画に係る市民の景観評価調査を目的とした「アンケート調査」のための個人情報の目的外利用について(都市計画課) 【諮問4】市庁舎及びその敷地における防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集及び外部提供について(公共資産活用推進室) 【諮問5】自衛官募集に係る募集対象者情報の外部提供について(総務課) (2) 個人情報保護法の改正について (3) その他
第3回	令和5年2月17日	(1) 諮問 令4-6について 【諮問6】個人情報の保護に関する法律に基づく運用について(総務課) (2) その他

令和4年度に行った審議会の答申の内容は、9~14ページのとおりです。

答 申 書

答 申 番 号	令 4 - 1	答 申 日	令和 4 年 7 月 2 9 日
審 議 件 名	長岡京市通話録音装置の設置に伴う個人情報の外部提供について		
審 議 日	令和 4 年 7 月 1 4 日		
内 容			
<p>本件は、通話録音装置の設置に伴う、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づく個人情報の外部提供について本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、所管課である公共資産活用推進室から説明を受け、以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市においてすでに通話録音装置を導入している部署があり、全庁的に導入することとなった。 ・令和元年に近隣の市職員が市民から不当要求を受け、職員逮捕にまでつながった事件が発生した。また、本市法令遵守マネージャーから不当要求等の対策として通話録音装置導入の提案を受けていたことから、職員への不正な圧力を排除することを目的として、通話録音装置を設置するものである。 ・法令に基づき裁判所、捜査機関、弁護士会等から提供を求められた場合、また、市長が必要と認めた場合に情報提供を行うものである。 ・他市町村においても通話録音装置を設置している。 ・統括管理責任者（総合政策部長）、管理責任者（公共資産活用推進室長）を置き、基本的に作業を行うのは、公共資産活用推進室職員に限るものとする。また、通話録音装置の適切な設置と管理運用を行うため、「長岡京市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱」を定める。 ・業務の公正かつ適正な執行の確保（電話応対品質の向上を含む。）をし、犯罪の防止及び職員への不正な圧力を排除することが通話録音装置の設置目的である。 ・通話録音装置は、施錠された電話交換機室内に設置し、設置、保守及び点検業務は管理責任者（公共資産活用推進室長）が認める事業者が行う。 <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、外部提供することについては問題ないとの結論に達した。</p> <p>①本人の聴取について</p> <p>実施機関が認めたときは、通話を行った本人に限り、通話録音データを聴取させることができる。通話を行った本人が通話録音データの提供を求めた場合の取扱いについては、その特段の事情の有無、内容に基づき実施機関において慎重に判断すること。</p> <p>②外部提供について</p> <p>法令に基づき裁判所、捜査機関、弁護士会等から通話録音データの聴取又は提供を求められた場合（令状による場合を除く。）で、通話録音データを聴取し、又は提供を受けることしか、聴取又は提供を求める目的を達成することができないと市長が認めたときは、通話録音装置の設置目的の範囲内において、通話録音データを聴取させ、又は通話録音データを提供することができる。</p> <p>③「条例」と「要綱」の関係について、明確にし、要綱を適正に規定すること。</p>			

答 申 書

答 申 番 号	令 4 - 2	答 申 日	令和 4 年 7 月 2 9 日
審 議 件 名	京都府子育て家庭緊急支援事業（図書カードの配布）に係る個人情報の外部提供について		
審 議 日	令和 4 年 7 月 1 4 日		
内 容			
<p>本件は、京都府が府内市町村に住民登録をしている平成 2 8 年 4 月 2 日以降に生まれた 6 歳以下の児童に、1 人あたり 5,000 円の図書カードを配布するにあたり、住基情報等の個人情報を外部提供したく、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、利用しようとする住基情報、住民登録を置いたままで、DVにより別な場所に生活している 6 歳以下の児童及び施設等への入所措置又は契約により施設等に入所している 6 歳以下の児童（以下「DV避難者等」という。）の情報について、所管課である子育て支援課から説明を受け、以下のとおり確認した。</p> <p>ア 外部提供の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正に、図書カードの交付対象者を確定し交付事務を行うため、個人情報保有課から情報の提供を受ける必要がある。 <p>イ 個人情報の保有課と利用しようとする項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基情報（市民課）： <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童及び世帯員については「氏名」「住所」「生年月日」 ・DV避難者等の情報（男女共同参画センター・子育て支援課・障がい福祉課・国民健康保険課・健康づくり推進課・市民課）： <ul style="list-style-type: none"> ○ 別な場所で生活している児童については「氏名」「生年月日」「現に居住している住所」 ○ 施設等に入所している児童及び世帯員については「氏名」「生年月日」「施設名」「施設所在地」 <p>ウ 外部提供先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府 <p>エ 保護措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府職員及び委託により情報を取り扱う業者に対し、個人情報の保護を徹底する。 <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報を外部提供することについては問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①DV避難者等の個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び長岡京市情報セキュリティに関する規程を遵守すること。 ②抽出した個人情報は適切に保管・管理し、処理終了後はデータを削除すること。 ③データの提供については、専用ファイル交換サーバーを利用し、より安全性の高い方法で実施すること。 ④個人情報の安全管理措置を講ずることを京都府が京都府職員及び受託業者に徹底すること。 <p>なお、受託業者以外の業者が個人情報を取り扱うことがある場合は、京都府は、その取扱いができる根拠が正当なものであることを確認し、その業者に対しても個人情報の安全管理措置を講ずることを徹底すること。</p>			

答 申 書

答 申 番 号	令 4 - 3	答 申 日	令和 4 年 1 1 月 4 日
審 議 件 名	長岡京市景観計画に係る市民の景観評価調査を目的とした「アンケート調査」のための個人情報の目的外利用について		
審 議 日	令和 4 年 1 0 月 3 1 日		
内 容			
<p>本件は、豊かで魅力的な景観づくりのため平成 2 0 年に「長岡京市景観計画」を策定し、調査研究を重ねながら景観行政に取り組んでおり、景観づくりは市の賑わいやまちへの愛着を生むきっかけと考え、京都大学と協働し、地域住民に対し大切に感じる場所に関するアンケート調査を行うため、住民基本台帳の情報を目的外利用したく、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、所管課である都市計画課から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象は、長岡京市在住の 1 8 歳以上の 6 0 0 人（無作為による抽出）である。 ・本件で利用しようとする個人情報は、住民基本台帳に記載のある上記調査対象者の「住所」「氏名」「生年月日」である。なお、調査表郵送用封筒の宛名シール（ラベルシール）への記載は、「住所」「氏名」である。 ・調査対象者の抽出は本市の電算システム（市民アンケート調査システム）により職員が行う。 ・調査表郵送用封筒へのラベルシールの貼付、調査票の発送・回収は市職員が行う。 ・処理終了後、データファイルは削除し、業務完了後には、ラベルシールを廃棄する。 <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、当該アンケート調査実施に関する個人情報を目的外利用することについては問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び長岡京市情報セキュリティに関する規程を遵守すること。 ②抽出した個人情報は適切に保管・管理し、処理終了後はデータを削除すること。 ③出力したリストは適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄すること。 			

答 申 書

答 申 番 号	令 4 - 4	答 申 日	令和 4 年 1 1 月 4 日
審 議 件 名	市庁舎及びその敷地における防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集及び外部提供について		
審 議 日	令和 4 年 1 0 月 3 1 日		
内 容			
<p>本件は、市庁舎及びその敷地内の適正管理、犯罪・事故の防止及び発生時の検証等を目的として庁舎への防犯カメラを設置するため、長岡京市個人情報保護条例第 8 条第 2 項第 5 号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集及び第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づく個人情報の外部提供について、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、所管課である公共資産活用推進室から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置台数（予定） カメラ台数：41 台（1 期：18 台、2 期：23 台）、EV カメラ台数：3 台（1 期：2 台、2 期：1 台） ・市庁舎内及び敷地内の動線にカメラを設置。市庁舎建物内は通路に設置。 ・録画データは設備管理室内の中央監視システムで管理しており、所管課職員及び委託された設備管理人のみ操作可。 ・最大16分割（毎秒30コマ）表示。 ・記録期間は概ね2週間程度で自動上書き。 ・防犯カメラの設置台数及び撮影場所は必要最小限とする。 ・外部提供は、法令に基づき裁判所、捜査機関、弁護士会等からの提供を求められた場合、また生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合とする。 ・特定の場所又は機器等の管理のために設置された防犯カメラについては、録画方法や記録期間はカメラの仕様による。 ・防犯カメラの適切な設置と管理運用を行うため、「長岡京市役所庁舎防犯カメラ運用方針」及び「長岡京市役所庁舎防犯カメラ設置及び管理運用要領」を定める。 <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、当該防犯カメラ設置に伴う個人情報の収集及び外部提供することについては問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び長岡京市情報セキュリティに関する規程を遵守すること。 ②画像データの収集については、撮影範囲は必要最小限とし、不必要なデータ収集を行わないこと。 ③収集した個人情報は適切に保管・管理し、保管期間終了後はデータを適切に削除すること。 ④画像の閲覧、提供については、法令に基づく場合や生命、身体及び財産の保護等公共の利益のためだけに使用することとし、管理責任者又は管理責任者が指名する者の立ち会いのもとで行うこと。 			

答 申 書

答 申 番 号	令 4 - 6	答 申 日	令和 5 年 4 月 1 9 日
審 議 件 名	個人情報保護に関する法律に基づく運用について (長岡京市個人情報保護に関する法律施行条例(令和 5 年 4 月 1 日施行) 第 8 条関係)		
審 議 日	令和 5 年 2 月 1 7 日		
内 容			
<p>本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)により改正された個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)が令和 5 年 4 月 1 日に施行され、本市が取得・保有する個人情報についても法が適用されることに伴い、法の適正な運用を図るために、法第 66 条第 1 項の規定に基づいて本市において講ずべき保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全措置に関する基準を定めるとともに、法第 61 条に基づく個人情報の保有並びに法第 69 条に基づく目的外利用及び提供についての考え方を明確にするために、長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会に関する条例第 2 条に基づき、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、資料 1 に基づいて安全措置に関する基準について、資料 2 に基づいて個人情報の保有並びに目的外利用及び提供についての考え方について、所管課である総務課から説明を受け、以下の通り確認した。</p> <p>【安全措置に関する基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 管理体制」⑦については、本市独自の取扱いであるところ、定期的に毎年一年間の個人情報の利用に関する報告書を作成するので、これに合わせて本審議会に報告をし、本審議会において目的外利用の相当な理由等を確認する趣旨である。件数が多ければ、報告する機会を増やす。電子計算機結合については従前より本審議会への諮問事項ではなかったもので、上記報告書の対象外であるところ、総務課に協議された件数等を確認しながら会長に随時確認する。 ・「3 職員の責務について」に定める「規程等」については、本基準も含むものとし、本基準違反は懲戒責任を問う際の考慮事項になる。 ・「4 保有個人情報の取扱い」【アクセス制御】については、多重要素認証を行っている。 ・「4 保有個人情報の取扱い」【廃棄等】(8)については、長岡京市文書管理規程との関係を整理する必要がある。 ・「5 情報システム」【オンライン結合】(19)については、法令上結合が義務付けられている場合であっても、市として必要な保護措置が講ぜられているか否かを確認する。 ・「6 電子サーバ室等の安全管理」(2)について、「電算サーバ室の出入口の特定化」については、いくつも出入口を作らない趣旨である。 ・「10 安全管理上の問題への対応」について、本市では平成 28 年に要綱でシーサート(CSIRT)に相当するものを置いている。 			

【個人情報の保有並びに目的外利用及び提供についての考え方】

・資料2の「法第61条」の説明にある「法令に基づく場合のみ」は、「法第69条」の説明にある「法令（条例含まず）に基づく場合」の方ではなく、「法令（条例含む）に基づく所掌事務を遂行するため相当な理由がある場合」の方と同じ趣旨である。しかし、「地域の事務」（地方自治法第2条第2項）については個別の法令の定めがないので、条例、規則等を定めようとして運用すべきである。

本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、安全措置に関する基準、および、個人情報の保有並びに目的外利用及び個人情報の目的外利用についての考え方については問題ないとの結論に達した。

- ① 「1 管理体制」の⑦の定期的な確認については、原則年1回でよいが、必要に応じて年間複数回を行うこと。
- ② 「3 職員の責務」については、本基準違反は懲戒事由にもなり得ることを記載すること。
- ③ 「4 保有個人情報の取扱い」の【廃棄等】(8)の趣旨が不分明なところがあるので長岡京市文書管理規程の定めと整合性をとること。
- ④ 「5 情報システムにおける安全の確保等」の(19)のオンライン結合については、公益上必要があり結合が認められる場合でも保護措置について市で検討すること。
- ⑤ 「10 安全管理措置上の問題への対応」については、コンピュータセキュリティ事故対応チーム（CSIRT）に関する規定を記載すること。
- ⑥ 法第61条に基づき「法令（条例を含む。…）の定める所掌事務」を遂行するために個人情報を保有する場合であって個々の法令に根拠のない自治事務については、当該事務に関し条例、規則、要綱等を定めようとして個人情報を保有すること。

※ 「【諮問5】自衛官募集に係る募集対象者情報の外部提供について」は継続審議

IV 長岡京市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

情報公開条例は、「原則公開の精神」に立って運用されていますが、公開することにより市民の基本的入権が侵害されたり、行政の執行が著しく阻害されたりすることは望ましくありません。そこで、条例では、一定の場合、例外的に情報を公開しないことができると定めています。

また、個人情報保護条例における自己情報の開示についても、個人の指導や診断、評価等に関する個人情報で、本人に知らせないことが正当と認められるものなどは開示しないことができると定めています。

しかし、これら例外事項の解釈は、条例の趣旨に照らし厳密に行われなければならないと、また、情報公開請求権や自己情報開示請求権を保障し、制度を真に実効あるものとするためには、非公開・不開示決定処分等に対する救済手続きが保障されていなければならないと定めています。

請求に対する非公開・不開示の決定処分等に不服がある場合、行政不服審査法による審査請求をすることができますが、同法による審査請求があったときは、実施機関は、長岡京市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない、と条例で定めています。

審査会は、長岡京市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例によって設置され、委員は4人の学識経験者で構成されています。

審議手続きについては、第三者的な立場から公平な審議を行うことができるよう行政不服審査法に準じた方式がとられています。

なお、令和4年度の情報公開等決定処分及び自己情報開示等決定処分に対する審査請求は、ありませんでした。

令和4年度の審査会の開会状況は、表-12のとおりでした。

(表-12) 長岡京市情報公開・個人情報保護審査会開会状況

	開 会 日	案 件
第1回	令和4年10月27日	(1) 会長の選出について (2) 会長職務代理の指名について (3) 報告案件 令和2年度答申第1号について (4) 個人情報保護法の改正について (5) その他

(資料1)

情報公開請求(申出)の実施機関別内訳

実施機関	請求件数		処 理 の 状 況														
	4年度	3年度	公開		部分公開		非公開		文書不存在		存否応答拒否		取下げ		保留		
			4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	
市	4	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
対話推進部																	
総合政策部	12	6	5	3	5	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
市民協働部	6	12	2	6	3	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
環境経済部	6+1	2	1+1	0	3	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
健康福祉部	8	6	3	2	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設交通部	10+5	16	2	3	7+2	5	0	0	0+2	2	0	0	1+1	1	0	0	5
長																	
会計課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道部	6	3	3	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	53+6	46	19+1	16	26+2	20	0	0	4+2	2	0	0	2+1	2	2	2	6
教育委員会	8	5(1)	2	3	5	1	0	0	0	1(1)	0	0	1	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議	1	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	62+6	53(1)	21+1	20	32+2	22	0	0	4+2	3(1)	0	0	3+1	2	2	2	6

注1: "十"は、前年度末に保留となり現年において公開決定等したものの件数

注2: ()は、申出の件数を再掲

受付	受付日	区分	請求内容	公文書の件名	文書件数	実施機関	所管課	決定内容	決定日	不服申立	公開日	【条例第6条の該当号】 非公開事項 【第7号】評定の基準となる各項目の詳細な内容
1	4月14日	請求	業務委託成績評価定基準業務委託の算出に関する根拠のわかる書類	委託業務成績評価定基準 委託業務成績評価定基準	2	市長 総合政策部	検査指導課	部分公開	4月21日	-	4月21日	
2	4月26日	請求	下水道法に基づく特定施設届出事業場一覧(リスト)最新版(ご都合上ご提供頂けない情報につきましては結構です) 工場または事業場の名称・工場または事業場の所在地(住所)・施設番号・設置番号・設置または使用届出年月日・施設項目番号・施設名称・届出排出量・有害物質の有無・有害物質の種類	特定施設届出事業場一覧	1	市長 上下水道部	下水道施設課	公開	6月24日	-	6月28日	※期間延長(60日)令和4年5月13日付通知
3	4月27日	請求	安全衛生委員会における審議に係る文書(対策、名簿、議事録、資料等)のうち、タバコ対策(喫煙対策、禁煙支援、受動喫煙防止、喫煙所での密回避、吸い殻ポイ捨て、タバコ火災予防等)に係る部分	令和2年度健康安全管理事業計画(案) 令和3年度健康安全管理事業計画(案)	2	市長 対話推進部	職員課	公開	5月10日	-	5月11日	※閲覧
4	4月27日	請求	市役所分庁舎1,2,3における喫煙場所設置、移設、廃止等に係る文書(2019年7月1日の改正健康増進法の一部施行に伴うもの及びそれ以降、起案用紙を含める。令和元年6月12日付け起案(1長総公第号)「健康増進法改正に伴うたばこ対策について」とは別のもの)			市長 総合政策部	公共資産活用推進室	不存在	5月10日	-	-	情報不存在による非公開決定通知書を交付
5	4月27日	請求	路上喫煙調査調査結果及び手法 環境美化巡視員通年ごみ収集量(平成29年度以降)			市長 環境経済部	環境政策室	取下げ	-	-	-	公開請求によらず、市の公式HPより確認できたので、取下げ書が提出された。
6-1	5月13日	請求	令和4年度予算について 1. 有害鳥獣対策に関わる予算書(例・年度会計予算の該当部分) 2. 有害鳥獣対策協議会がある場合はその予算書	令和4年度長岡京市一般会計予算書	1	市長 環境経済部	農林振興課	公開	5月19日	-	5月30日	
6-2	5月13日	請求	令和4年度予算について 3. 上記1,2の内、電気柵・メッシュ(防護)柵の購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの)例: 侵入防止柵設置費予算内訳、メッシュ柵 購入予定6月 予算1,000,000円、電気柵 1セット 購入予定6月 予算1,000,000円 4. 上記1,2の内、上記3以外の狩猟(有害鳥獣対策)商品(相屋、くくり罠、止め刺し、ICT関連用品等を含む)購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの)例: 鳥獣被害対策予算内訳、箱罠 1基 購入予定6月 予算33,000円、くくり罠 10本 購入予定6月 予算55,000円 5. 中山間地域等直接支払対策事業及び多面的機能支払対策事業に関する予算書とその内訳が分かる書類(年度会計予算の該当部分とその内容の内訳が分かるもの)例: 中山間地域等直接支払交付金 50,000,000円・内訳 ○○費 30,000,000円、○○費 20,000,000円、○○費 10,000,000円			市長 環境経済部	農林振興課	不存在	5月19日	-	-	情報不存在による非公開決定通知書を郵送

受付	受付日	区分	請求内容	公文書の件名	文書件数	実施機関	所管課	決定内容	決定日	不服申立	公開日	【条例第6条の該当号】 非公開事項
10	5月26日	請求	平成29年度、平成30年度、令和元年度の 長岡京市商業団体等振興事業補助金交付 申請書及びその添付書類 決定通知書 長岡京市商業団体等振興事業補助金交付 決定通知書 長岡京市商業団体等振興事業計画変更承認申請書及びその添付書類 長岡京市商業団体等振興事業計画変更承認書 長岡京市商業団体等振興事業補助金完了届及びその添付書類 長岡京市商業団体等振興事業補助金確定通知書 長岡京市商業団体等振興事業補助金請求書 ※電気代に関するものは不要 以上●●分のみ	●●の平成29年度、平成30年度、令和元年度 長岡京市商業団体等振興事業補助金交付申請書 長岡京市商業団体等振興事業補助金交付決定通知書 長岡京市商業団体等振興事業補助金完了届 長岡京市商業団体等振興事業補助金確定通知書 長岡京市商業団体等振興事業補助金請求書	15	市長 環境経済部	商工観光課	部分公開	6月7日	-	6月9日	※関係 【第1号】担当者、領収者及び研修参加者の氏名、印並びに写真等の特定の個人を識別することができるもの 長岡京市商業団体等振興事業計画変更承認申請書及び長岡京市商業団体等振興事業計画変更承認書について承認申請がなかったため不存在(備考欄に記載)
11	6月9日	請求	●●の平成29年度、平成30年度、令和元年度の 長岡京市商業団体等振興事業補助金完了届及びその添付書類(点検費を除く) 長岡京市商業団体等振興事業補助金確定通知書(点検費のみ) ※電気代に関するものは不要 長岡京市内の住居表示実施区域における、建物の位置及び住居番号を確認できる図面資料(住居表示台帳等。請求対象街区は別紙のとおり)	●●の平成29年度、平成30年度、令和元年度 長岡京市商業団体等振興事業補助金完了届及びその添付書類(点検費を除く) 長岡京市商業団体等振興事業補助金確定通知書(点検費のみ)	6	市長 環境経済部	商工観光課	部分公開	6月21日	-	6月22日	【第1号】担当者・印、領収者名及び研修参加者の写真等特定の個人を識別することができるもの 【第2号】法人等及び代表者印
12	6月13日	請求	長岡京市内の住居表示実施区域における、建物の位置及び住居番号を確認できる図面資料(住居表示台帳等。請求対象街区は別紙のとおり)	最新内容の住居表示台帳	1	市長 市民協働部	市民課	公開	8月1日	-	8月4日	
13	6月16日	請求	長岡第四小学校再整備工事 金入り設計書(工事費内訳書に限る。)	長岡第四小学校再整備工事 積算内訳書	1	市長 総合政策部	検査指導課	公開	6月30日	-	6月30日	
14	6月16日	請求	長岡第九小学校給食室・放課後児童クラブ等整備工事 金入り設計書(工事費内訳書に限る。)	長岡第九小学校給食室・放課後児童クラブ等整備工事 積算内訳書	1	市長 総合政策部	検査指導課	公開	6月30日	-	6月30日	
15	6月16日	請求	金入り設計書(工事費内訳書に限る。)	東第2浄水場送水ポンプ取替工事 積算内訳書	1	市長 総合政策部	検査指導課	公開	6月30日	-	6月30日	
16	6月16日	請求	金入り設計書(工事費内訳書に限る。)	東第2浄水場送水ポンプ取替工事 積算内訳書	1	市長 総合政策部	検査指導課	公開	6月30日	-	6月30日	
17	6月16日	請求	東第6号井戸取水ポンプ盤取替工事 金入り設計書(工事費内訳書に限る。)	東第6号井戸取水ポンプ盤取替工事 積算内訳書	1	市長 総合政策部	検査指導課	公開	6月30日	-	6月30日	
18	6月20日	請求	東第2浄水場耐震補強他工事 金入り設計書(工事費内訳書に限る。)	東第2浄水場耐震補強他工事 積算内訳書	1	市長 総合政策部	検査指導課	公開	6月30日	-	6月30日	
19	7月11日	請求	生産緑地に指定された年月日を知りたい 長岡京市金ヶ原●●●●番地	●●年●●月●●日告示 京都都市計画生産緑地地区 長岡京市生産緑地地区指定調書	2	市長 建設交通部	都市計画課	部分公開	7月12日	-	7月20日	【第1号】生産緑地所有者名、所有者住所、備考(特定の個人を識別することができるもの及び個人の権利利益を害するおそれがあるもの) 【第8号】構造に関する情報
20	7月1日	請求	図書館 平面図、立面図、附近見取図、配置図(いずれも寸法の分かるもの)	図書館(平面図、立面図、断面図、配置図)	3	教育委員会 教育部	図書館	部分公開	7月14日	-	7月20日	【第1号】担当者の氏名・印 【第2号】法人に関する情報 【第8号】構造に関する情報 【第1号】設計者氏名 【第2号】開発事業者の印
21	7月5日	請求	平面図、立面図、断面図(いずれも寸法の分かるもの) まちづくり協議申出書(変更)02-73(変更) 土地利用計画平面図(道路の施行が分かる縦横断面図含む) 給排水施設平面図の変更前後の図面及び変更前後申出の受付日が分かるもの	まちづくり協議申出書(●●-●●-●●) まちづくり協議申出書(変更)(●●-●●-●●)	2	市長 建設交通部	都市計画課	部分公開	7月8日	-	7月11日	【第1号】担当者の氏名・印 【第2号】法人に関する情報 【第8号】構造に関する情報 【第1号】設計者氏名 【第2号】開発事業者の印

受付	受付日	区分	請求内容	公文書の件名	文書件数	実施機関	所管課	決定内容	決定日	不服申立	公開日	【条例第6条の該当号】 非公開事項
25-4	9月5日	請求	請求内容 (注3)自動車保険明細について ・自動車保険のうち複数を一括して締結している場合は合計保険料の表記のある保険証券1枚目のみを情報公開対象とし補償対象の車両表記のある明細については仕書等に添付した明細書で構いません。 (注4)上記①の特約事項について ・保険証券に添付されている特約事項は証券にのり付け等で添付されているものを指します。保険証券に同封されている冊子の約款等は情報公開請求の対象としません。	「全国市長会予防接種事故賠償補償保険」加入依頼書 傷害総合保険 保険証券 傷害総合保険 異動承認書 傷害保険証券(令和3年4月17日午後4時から令和4年4月17日午後4時まで) ・傷害保険 異動承認書(令和3年12月30日から令和4年4月17日まで) ・医師賠償責任保険証券(令和3年4月17日保保4時から令和4年4月17日午後4時まで) ・傷害保険証券(令和4年4月17日午後4時から令和5年4月17日午後4時まで) ・医師賠償責任保険証券(令和4年4月17日保保4時から令和5年4月17日午後4時まで) 令和3年度 全国市長会公金総合保険加入依頼書及び加入証 令和4年度 全国市長会公金総合保険加入依頼書及び加入証 (令和3年度分) 日本水道協会水道賠償責任保険加入者証 「下水道賠償責任保険」加入証 (令和4年度分) 日本水道協会水道賠償責任保険加入者証 (令和4年度分) 日本水道協会水道賠償責任保険加入者証 「下水道賠償責任保険」加入証	1	市長健康福祉部	健康づくり推進課	公開	9月8日	-	9月27日	【条例第6条の該当号】 非公開事項
25-5	9月5日	請求			2	市長健康福祉部	健康づくり推進課	部分公開	9月12日	-	9月27日	【第2号】法人代表者の印影
25-6	9月5日	請求			5	市長健康福祉部	乙訓休日応急診療所	部分公開	9月16日	-	9月27日	【第2号】法人代表者の印影
25-7	9月5日	請求			2	市長会計管理課	会計課	公開	9月9日	-	9月27日	
25-8	9月5日	請求			2	市長上下水道部	上下水道総務課	公開	9月16日	-	9月27日	
25-9	9月5日	請求			2	市長上下水道部	上下水道総務課	部分公開	9月16日	-	9月27日	【第2号】法人代表者の印影
25-10	9月5日	請求			2	市長上下水道部	浄水場	部分公開	9月16日	-	9月27日	【第2号】法人代表者の印影
25-11	9月5日	請求			2	教育委員会 教育部	学校教育課	公開	9月12日	-	9月27日	
25-12	9月5日	請求			1	教育委員会 教育部	生涯学習課	部分公開	9月16日	-	9月27日	【第1号】代理店・扱者の担当署名 【第2号】法人代表者の印影 ※開票 【第1号】選定委員の氏名、所属等
26	9月9日	請求	8月30日に市ホームページで公表された、長岡京市共生型福祉施設整備事業の事業予定者決定について 1 公募型企画競争方式による事業者選定に際して応募業者から市に提出された事業計画等の企画提案文書等及び燃気ターボ等と、プレゼンテーションに用いられた資料等 2 事業者選定の経過がわかる選定基準や評価点等の記録文書 2022年5月1日から2022年7月31日の住居番号付普通通知書と該当の住居表示台帳	・長岡京市共生型福祉施設整備事業にかかわる企画提案書の特定について ・長岡京市共生型福祉施設整備事業 企画提案書 ●●●	2	市長健康福祉部	福祉政策室	部分公開	9月22日	-	9月26日	
27	9月20日	請求	住居番号付普通通知書及び住居表示台帳(令和4年5月1日～令和4年7月31日)		1	市長市民協働部	市民課	公開	9月30日	-	10月14日	

受付	受付日	区分	請求内容	公文書の件名	文書件数	実施機関	所管課	決定内容	決定日	不服申立	公開日	【条例第6条の該当号】 非公開事項
38	12月13日	請求	・新庁舎等建設工事第4回変更契約にかかわる内訳書(P150~159)(P1229~1238) ・設計価格内訳書(第4回変更)かがみ	新庁舎等建設工事第4回変更契約にかかわる内訳書(P150~159)(P1229~1238)設計価格内訳書(第4回変更)かがみ	2	市長総合政策部	公共資産活用推進室	部分公開	12月15日	-	1月5日	【第7号】内訳書における単価、金額及び備考
39	12月14日	請求	皇岡第四小学校放課後児童クラブ運営業務委託 企画提案書の特定の結果に伴う、当社(●●)の評価項目毎の評価点及び順位			教育委員会 教育部	生涯学習課	取下げ	-	-	-	情報公開請求以外での資料入手が可能だったため。
40	1月10日	請求	まちづくり協議申出に関する意見書(●●) 下海印寺(●●)	まちづくり協議に伴う意見書について(通知) ※まちづくり協議04-27	1	市長建設交通部	都市計画課	部分公開	1月20日	-	1月24日	【第1号】委員の氏名・住所・電話番号 【第1号】図面の所有者名、法人担当者 【第2号】法人代表者の印影 【第1号】担当者印影
41	1月10日	請求	伐採及び伐採後の造林の届出書一式(●●) 下海印寺(●●)	伐採及び伐採後の造林の届出書一式	1	市長環境経済部	農林振興課	部分公開	1月20日	-	1月24日	【第1号】図面の所有者名、法人担当者 【第2号】法人代表者の印影 【第1号】担当者印影
42	2月1日	請求	まちづくり協議(●●) 下海印寺(●●)	まちづくり協議(●●) 下海印寺(●●)	1	市長建設交通部	都市計画課	部分公開	2月3日	-	2月3日	【第1号】担当者名 【第2号】協会印、代表者印 【第7号】予定価格
43	2月8日	請求	令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する次の書面等 (1)不動産鑑定業者の募集方法及び契約方法 (2)募集要領、見積依頼等の内容を含む (3)予定価格に関する決裁書(入札又は見積の開札結果表一式、契約相手の見積書等を含む) (4)契約締結に関する決裁書 (5)締結した契約書、仕様書、実施要領等(名称が異なるもの(請書等)を含む。) (6)報酬支払に関する決裁書(中間金等に関する完了届、請求書、支出命令書等を含む) (7)標準宅地等の一覧表(対象地点数が仕様書又は請求書等に明記されている場合には不要です。) なお、鑑定評価書等の様式は不要です。また、複数の鑑定業者との契約の場合等の約款、実施要領等の同一内容の重複部分は不要です。	1)令和6年度固定資産税(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定評価業務にかかわる評価員募集について 応募期間および各種申請書の記載方法、応募要件、応募人数および鑑定地点数、令和6年度鑑定評価業務にかかわる評価員申請書「申請内容確認書」「誓約書」 2)令和6年度固定資産税(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定業務の募集要領の取扱いについて「令和6年度固定資産税(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定業務の実施について」 3)~5)令和6年度固定資産税(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定業務の契約締結について(単価契約)「入札(見積)」「契約調書(公表用)」「予定価格調書」「見積書」「業務委託契約書」「仕様書」「固定資産税評価(土地)における鑑定業務実施要領」 7)仕様書に明記しているため省略	3	市長市民協働部	税務課	部分公開	2月21日	-	2月21日	【第1号】担当者名 【第2号】協会印、代表者印 【第7号】予定価格 ※令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する完了届、請求書、支出命令書等を含むは不存在的。
44	2月16日	請求	長岡京市議会における新庁舎内の新議事堂の検討に関する資料及び議事録一式 2023年2月15日に行われた幹事会の議事録	長岡京市議会 幹事会要録及び会議時資料 (平成30年10月5日~令和4年8月24日) ※新庁舎内の新議事堂の検討に関する箇所	25	議会	議会事務局	部分公開	3月2日	-	3月7日	【第1号】民間会社担当者の個人名 【第8号】力ードリデータ配置箇所 令和5年2月15日幹事会要録の文書は不存在的
45	2月20日	請求	府水給水申し込み書(R4年度と導入時)協定書	(平成12年度分)※導入時 給水申込書(令和4年度分)給水申込書 ・京都府営水道の供給料金等に関する条例等に基づき府営水道の給水等に関する協定書	3	市長上下水道部	上下水道総務課	公開	2月24日	-	2月27日	
46	2月22日	請求	●●年●●月●●日付け長岡京市長による第三者情報の情報公開決定処分に関して提起された審査請求に係る弁明書、反論書(添付資料を除く)、答申、裁決書			市長建設交通部	交通政策課	取下げ	-	-	-	公開請求によらず、総務省の公式HPより確認できたので、取下げ書が提出された。

受付	受付日	区分	請求内容	公文書の件名	文書件数	実施機関	所管課	決定内容	決定日	不服申立	公開日	【条例第6条の該当号】 非公開事項	
47	3月15日	請求	●●●年●●●月●●●日(中央公民館2階講座室)に開かれた、「多様な性を考える講座」GBTQの基礎知識と働きやすい職場づくりのためにできること」における、◎講師・●●氏との契約書◎依頼報酬額が分かる伝票又は巻注書 2023年度の高齢者配食サービス事業の見直し議論がわかる資料一式 それによる利用世帯への影響予測を検討した資料	令和4年度スプリングレビュー 案件個票 配食サービス ヒアリング結果 案件個票 令和4年度サマーレビュー 案件個票 配食サービスに関する調査への協力について(依頼) アンケート結果及びカテゴリ別の自由記述意見 令和4年度オータムレビュー 案件個票 配食サービス事業の見直しについて 配食サービス 見直し案説明時の記録及び資料 配食サービス事業の見直しについて(お知らせ) 令和5年度 長岡京市高齢者配食サービスの更新申請について	10	市長、健康福祉部	共生社会推進課	保留			申立		※期間延長(60日)令和5年3月28日付通知
48	3月20日	請求	長岡京市庁舎建替等基本・実施設計業務委託に係る各「打合せ記録」の末尾【提出図書・資料】欄及び【受領図書・資料】欄記載の資料一式			市長、健康福祉部	高齢介護課	部分公開	3月31日	-	4月4日	【第2号】団体の運営に係る情報 【第5号】検討途中の情報	
49	3月27日	請求				市長、総合政策部	公共資産活用推進室	保留					

(資料3)

自己情報開示請求の実施機関別内訳

実施機関	請求件数		処 理 の 状 況														
	4年度	3年度	開示		部分開示		不開示		文書不存在		存否応答拒否		取下げ		保留		
			4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	
対話推進部	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合政策部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民協働部	10	6	1	1	9	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
環境経済部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康福祉部	11	7	4	3	7	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設交通部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 会 計 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	21	14	5	4	16	7	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	21	15	5	4	16	8	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0

令和4年度自己情報開示請求内容一覧

受付	受付日	区分	請求内容	公文書の件名	文書件数	実施機関	所管課	決定内容	決定日	不服申立	開示日	【条例第12条の2の該当号】 不開示事項 【第3号】事業を営む個人の職印の 印影
1	4月4日	請求	事故報告書 ●●(●●)●●年●●月●●日(生分)	●●年●●月に発生した、●●に係る事故報告書 令和4年2月24日の認定に利用した要介護認定調査票	1	市長健康福祉部	高齢介護課	部分開示	4月13日	-	4月14日	
2	4月13日	請求	認定調査票の写し	令和4年2月24日の認定に利用した要介護認定調査票	1	市長健康福祉部	高齢介護課	開示	4月19日	-	4月25日	
3	4月15日	請求	診療報酬明細書等の開示 ●●入院外 令和元年12月～令和2年6月 ●●調剤 令和元年12月～令和2年6月 ●●調剤 令和2年4月	●●診療報酬明細書(令和元年12月～令和2年6月診療分) ●●調剤報酬明細書(令和元年12月～令和2年3月・5月・6月診療分) ●●調剤報酬明細書(令和2年4月診療分)	3	市長健康福祉部	国民健康保険課	開示	5月6日	-	5月10日	※期間延長(60日)令和4年4月28日付通知
4	5月9日	請求	印鑑登録抹消	印鑑登録申請書 印鑑登録廃止申請書	1	市長市民協働部	市民課	開示	5月11日	-	5月11日	
5	5月23日	請求	●●年●●月●●日●●で発生したところの当該施設入所者(●●)骨折事故について●●からの長岡京市関係部署への事故報告書	●●で発生した、●●に係る事故報告書	1	市長健康福祉部	高齢介護課	開示	6月2日	-	6月2日	
6	6月13日	請求	令和4年3月7日付 戸籍謄本等交付請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(令和4年3月7日付)	1	市長市民協働部	市民課	部分開示	6月22日	-	6月27日	【第2号】依頼者の氏名又はは名称及び依頼者について該当する具体的事由の一部 【第3号】請求者の印影
7	6月16日	請求	令和4年6月3日交付分 住民票の写し等交付申請書	国民年金法第108条第2項・第109条の4第1項第30号及び日本年金機構法第27条第1項第2号に基づき戸籍謄本等の請求について(照会)(令和4年5月30日付) 主治医意見書(令和3年7月申請分)	1	市長市民協働部	市民課	部分開示	6月23日	-	6月23日	【第2号】請求者団体の担当者氏名 【第3号】請求者団体の印影
8	6月17日	請求	●●の主治医意見書 2021.7月申請分	主治医意見書(令和3年7月申請分)	1	市長健康福祉部	高齢介護課	開示	6月30日	-	7月6日	
9	8月10日	請求	令和4年7月11日付 戸籍謄本等交付請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(令和4年7月11日付)	1	市長市民協働部	市民課	部分開示	8月19日	-	8月22日	※開覽 【第2号】依頼者の氏名又はは名称
10	8月16日	請求	令和4年7月25日交付の戸籍謄本等交付請求書	戸籍謄本等職務上請求書(戸籍法10条の2第3項から第5項までの規定による請求)	1	市長市民協働部	市民課	部分開示	8月25日	-	8月25日	【第2号】依頼者の氏名又はは名称及び依頼者について該当する具体的事由の一部 【第3号】請求者の印影
11	10月3日	請求	戸籍謄本等交付請求書、住民票の写し等交付申請書(平成31年1月1日～令和4年10月3日)	戸籍謄本等交付請求書 戸籍・住民票発行依頼について ・住民票の写し等交付請求書	8	市長市民協働部	市民課	部分開示	10月17日	-	10月19日	【第2号】請求者の住所・氏名・生年月日・電話番号、必要ならとの関係、父母の氏名、請求理由の一部
12	10月18日	請求	長岡京市天神2丁目●●(●●)●●年●●月●●日(在住)●●(請求者の●●)の介護保険認定調査及び審査会調査に関する全ての資料	長岡京市天神2丁目●●(●●)●●年●●月●●日(在住)●●の介護保険認定調査及び審査会に関する全ての資料	4	市長健康福祉部	高齢介護課	部分開示	10月31日	-	11月9日	【第2号】調査員氏名 【第3号】調査実施機関名
13	11月7日	請求	戸籍謄本等交付請求書(令和4年10月19日)	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(戸籍法第10条の2第3項、第4項及び住民票法第12条の3第2項、第20条第4項による請求)	1	市長市民協働部	市民課	部分開示	11月14日	-	11月15日	【第2号】請求に係る者の氏名(ふりがな)、生年月日、依頼者の氏名又はは名称、依頼者について該当する具体的事由の一部 【第3号】請求者の印影

受付	受付日	区分	請求内容	公文書の件名	文書 件数	実施機関	所管課	決定内容	決定日	不服 申立	開示日	【条例第12条の2の該当号】 不開示事項
14	11月17日	請求	戸籍謄本請求書(令和4年11月17日迄)	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 (戸籍法第10条の2第3項、第4項及び住基 法第12条の3第2項、第20条第4項による請 求)	2	市長、市民協 働部	市民課	部分開示	11月30日	-	12月5日	【第2号】請求者の氏名(ふりが な)、父母の氏名、生年月日、電話 番号、必要な人との関係、依頼者 の氏名又は名称、依頼者について 該当する具体的事由の一部 【第3号】請求者の印影
15	11月21日	請求	令和元年度における貴庁高齢介護課との相 談記録	長岡京市天神二丁目●●(●●年●●月ま で在住) 令和元年における長岡京市高齢介護課との 相談記録 認定調査票の基本調査および特記事項	1	市長、健康福 祉部	高齢介護課	部分開示	11月30日	-	12月7日	【第2号】ケースワーカーの氏名 【第3号】入所施設名
16	1月31日	請求	認定調査票(基本調査)の写し	認定調査票の基本調査	2	市長、健康福 祉部	高齢介護課	部分開示	2月8日	-	2月9日	【第2号】記入者氏名 【第3号】所属機関名
17	2月2日	請求	馬場川原●●●●の課税台帳の開 示	馬場川原●●●●●●の令和4年度課 税台帳	3	市長、市民協 働部	税務課	部分開示	2月13日	-	2月14日	【第7号】個人識別符号(事務事業 の公正かつ適切な執行に支障が 生ずるおそれあり)
18	2月17日	請求	要介護認定調査票の基本調査(写し)	認定調査票の基本調査	1	市長、健康福 祉部	高齢介護課	部分開示	2月28日	-	3月10日	【第2号】記入者氏名 【第3号】所属機関名
19	2月28日	請求	住民票交付申請書(令和5年2月6日)	住民票の写しの交付申請書(令和5年2月6 日付)	1	市長、市民協 働部	市民課	部分開示	3月7日	-	3月13日	【第2号】担当者氏名・顔写真・住 所・生年月日等 【第3号】代表者の印影
20	3月16日	請求	令和3年9月1日に届出された国民健康保険 異動届 (世帯主 ●●●)	国民健康保険異動届 (令和3年9月1日届出、世帯主:●●氏)	1	市長、健康福 祉部	国民健康保 険課	部分開示	3月23日	-	3月28日	【第2号】携帯電話番号、個人番号 【第7号】個人コード
21	3月23日	請求	●●の認定調査票(基本調査、特記事項) の写し、主治医意見書の写し(令和2年4月 16日申請分、令和5年1月6日申請分)	●●の認定調査票(基本調査、特記事項)、 主治医意見書 (令和2年4月16日申請分、令和5年1月6日 申請分)	4	市長、健康福 祉部	高齢介護課	部分開示	3月31日	-	4月10日	【第2号】訪問調査票の記入者 【第3号】所属機関

(資料5)

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿（順不同・敬称略）

（令和3年10月19日～令和5年10月18日まで）

役職	氏名	所属等
会長	本多 滝夫	龍谷大学法学部教授
会長代理	小松 浩	立命館大学法学部教授
委員	井原 悠造	元京都新聞社編集局次長
委員	植田 利江子	人権擁護委員
委員	小暮 浩史	市顧問弁護士
委員	齊藤 晶子	市民公募委員
委員	下村 誠	京都府立大学公共政策学部准教授
委員	瀧川 正子	市女性の会会長
委員	馬場 昌子	市民公募委員

(資料6)

長岡京市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（順不同・敬称略）

（令和4年5月31日～令和6年5月30日まで）

役職	氏名	所属等
会長	高橋 明男	大阪大学大学院教授
会長代理	岩佐 嘉彦	弁護士
委員	安田 理恵	大阪大学 招へい研究員
委員	齋藤 亮介	弁護士